

2022年12月28日

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく 都市ガス料金の値引きについて

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、令和5年1月の検針日の翌日から令和5年10月の検針日までにおいては、年間契約量1,000万立方メートル未満の都市ガスをご利用のお客さまの調整単位料金は、原料費調整制度によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から30円（1立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

※値引き最終月（10月検針分）につきましては、15円（1立方メートル当たり）の値引きとなります。

値引き単位：1立方メートル当たり30円（消費税込み）

値引き例：値引き前）1立方メートル当たり調整額（消費税10%込）+47円

：値引き後）1立方メートル当たり調整額（消費税10%込）+17円

※値引きの適用についてお客様からお申込みをいただく必要はありません。

以上